の議決権を保有する農林中央金庫（その子会社が当該議決権を保有する場合における農林中央金庫を含む。）が子会社とする信託専門会社等が受託する信託財産と同じ種類の財産につき業務方法書に規定する信託財産の管理の方法と同じ方法により管理を行うものに限る。）及び当該業務に係る代理事務

三十六　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務のうち、第十四号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務を行う会社の議決権を保有する農林中央金庫（その子会社が当該議決権を保有する場合における農林中央金庫を含む。）の子会社である信託専門会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合（農林中央金庫が法第五十四条第七項の規定により同項第三号に掲げる業務を行う場合を除く。）にあっては、当該信託専門会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

［三十七～三十九　略］

［３・４　略］

［項を削る。］

［項を削る。］

５　法第二十四条第五項の規定は、第二項第三十五号及び第三十六号に規定する議決権について準用する。

（法第七十二条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第九十八条　法第七十二条第三項本文の主務省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～六　略］

七　農林中央金庫の子会社である法第七十二条第一項第九号から第十一号までに掲げる会社による株式等の取得

八　［略］

２　［略］

３　法第七十二条第五項の主務省令で定める事由は、農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

４　法第七十二条第十二項本文の主務省令で定める事由は、第一項各号に掲げる事由とする。

５　法第七十二条第十二項ただし書の主務省令で定める事由は、第一項第七号に掲げる事由とする。

（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第九十九条　法第七十二条第四項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

［一～三　略］

三十六　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第四号から第七号までに掲げる業務のうち、第十四号及び前号、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号並びに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号及び第四号に掲げる業務に該当する業務を除いたもの（当該業務を行う会社を子会社とする農林中央金庫の信託子会社等のうちに信託兼営銀行に相当するものがない場合にあっては、当該信託子会社等が信託業法第二十一条第二項の承認を受けた業務に係るものに限る。）

［三十七～三十九　同上］

［３・４　同上］

５　法第七十二条第二項第五号ハの主務省令で定めるものは、農林中央金庫の子会社である証券専門会社又は証券仲介専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

６　法第七十二条第二項第六号ニの主務省令で定めるものは、農林中央金庫の子会社である信託兼営銀行又は信託専門会社が、その総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する持株会社とする。

７　法第二十四条第五項の規定は、前二項に規定する議決権について準用する。

（法第七十二条第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第九十八条　［同上］

［一～六　同上］

七　農林中央金庫の子会社である法第七十二条第一項第九号又は第九号の二に掲げる会社による株式等の取得

八　［同上］

２　［同上］

３　法第七十二条第八項の主務省令で定める事由は、農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

［項を加える。］

［項を加える。］

（認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第九十九条　法第七十二条第七項の主務省令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

［一～三　同上］